

〔『法学新報』第30卷2(338)号 大正9年2月1日〕

○学位令の審議 教育会議並に臨時教育委員会を通過したる学位令改正案は今尚ほ法制局にて審議中に在り右は同局か文官任用令改正案に対する枢府の異論に鑑み学位令案に就き慎重審議の結果なりと云へり即ち現行学位令は弁護士法、特許弁理士令、公私立専門学校規定、電気事業主任技術者資格検定規則等に対し特典を有するも改正案に依る学位は文部大臣の授与にあらずして学校の与ふる称号に過ぎざる關係上以上の特典を与ふるは果して合法なりや否やとの疑あり而も斯種の疑問は枢府にて毎度提出の例あれば旁々政府に於ても此際十分研究し置くの必要ありとせり但学位案は久保田、一木、故小松原氏等の顧問官か主として立案したる関係もあれば結局政府案通りに決定すへしと觀測せらる